

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業 実施要領の制定について

2 政 統 第 1 9 6 1 号
令 和 3 年 1 月 2 9 日
農 林 水 産 省 政 策 統 括 官 通 知

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業については、先に新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱（令和3年1月29日付け2政統第1912号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、別紙のとおり新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要領を定めたので、御了知願いたい。

なお、本事業の円滑かつ的確な実施につき御配慮をお願いする。

(別紙)

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要領

第1 趣旨

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の実施については、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱（令和3年1月29日付け2政統第1912号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の定めによるほか、本要領の定めるところによる。

第2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、下記のとおりとする。

1 水田リノベーション産地・実需協働プラン

地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）第2の2の（2）に定めるものをいう。以下「地域協議会」という。）が、水田農業を新たな需要拡大が期待される作物の生産等を行う農業へと刷新することを目的として、第3の定めにより作成する計画であって、農業者と実需者の連携に基づき、実需者ニーズに応えるために農業者が行う低コスト生産等の取組や、需要の創出・拡大のために実需者が行う施設の整備の取組等を位置付けたものをいう。

2 実需者

食品製造業者、外食業者及び中食業者等、加工等によって付加価値を与え、実際の需要を生み出す者をいう。輸出代行業者が輸出を代行する場合にあっては、当該輸出代行業者を実需者に含むものとする。

3 新市場開拓用米

新市場開拓用として需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下同じ。）別紙2の第4の1に定める新規需要米取組計画の認定を受けるものをいう。

4 加工用米

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5に定める加工用米取組計画の認定を受けるもの又は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第6の1に定める加工用米出荷契約を締結するものをいう。

5 高収益作物

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第2の6の（3）に定めるものをいう。

第3 水田リノベーション産地・実需協働プランの作成

地域協議会の長は、実施要綱第2の1の事業に基づく助成を申請しようとするとき又は実需者が実施要綱第2の2の事業に基づく事業実施主体として助成を申請しようとするときは、様式第1号により水田リノベーション産地・実需協働プラン（以下「水田リノベーションプラン」という。）を作成し、都道府県協議会の長に提出の上、その承認を受けるものとする。

第4 事業別事項

- 1 実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業：別記 1
- 2 需要創出・拡大整備支援事業：別記 2

第5 資金の管理

- 1 第4の1の事業について都道府県協議会及び地域協議会は、第4の2の事業について都道府県は、本事業により交付された補助金を他の施策・事業に係る経費と区分して管理するものとする。
- 2 第4の1の事業について都道府県協議会、第4の2の事業について都道府県は、それぞれ地域協議会ごと又は事業実施主体ごとに収支を明確にするものとする。

第6 書類の保管

事業実施主体、地域協議会及び別記1の第7の1に定める助成対象者は、本事業に係る経費の支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

第7 他の施策との関連

実施要綱第9の他の関連する施策との連携は、次の1から7までに掲げる施策との連携とする。

- 1 農地集積・集約化に関する施策
- 2 米穀の需給及び価格の安定に関する施策
- 3 経営所得安定対策等に関する施策
- 4 担い手の育成・確保に関する施策
- 5 新規就農の育成・確保に関する施策
- 6 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策
- 7 農作業安全に関する施策

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、令和3年1月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 本要領の施行前において、助成対象者が、地域協議会の長に対し行った、低コスト生産等に係る取組計画書に基づく取組を実施する誓約は、別記1の第7の5の(1)の規定により行われた誓約とみなす。
- 3 本要領の施行前において、助成対象者が作成し、地域協議会の長に提出した低コスト生産等に係る取組計画書は、別記1の第7の5の(2)の規定により、作成・提出されたものとみなす。
- 4 本要領の施行前において、地域協議会の長が作成し、都道府県協議会の長に提出した水田リノベーションプランは、別記1の第7の5の(3)の規定により作成・提出されたものとみなす。
- 5 本要領の施行前において、都道府県協議会の長が水田リノベーションプランの提出を受け、これを審査し、当該都道府県における取組として適正であると認め、これを取りまとめて作

成した都道府県取組計画書は、別記 1 の第 7 の 5 の（４）の規定により作成された都道府県取組計画書とみなす。

- 6 本要領の施行前において、都道府県協議会の長が地方農政局長等に提出した地域特認メニュー（別紙 3 の 1 の（２）に定めるものをいう。）の承認の申請は、別紙 3 の規定により提出された申請とみなす。

別記 1（実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業関係）

第 1 事業内容

水田リノベーションプランに基づき、取組主体が実需者ニーズに応えるための低コスト生産等に取り組む農業者に対して行う助成に必要な経費について、事業実施主体が取組主体に補助する事業（以下「低コスト生産等支援事業」という）。

第 2 事業実施主体

事業実施主体は都道府県協議会とする。

第 3 業務方法書の作成及び承認の手続

- 1 都道府県協議会の長は、低コスト生産等支援事業を実施するときは、業務方法書を作成し、様式第 2 号により地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。業務方法書を変更しようとするときも、同様の手続を行うものとする。
- 2 1 の申請を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、都道府県協議会の長に通知するものとする。
- 3 業務方法書は、次に掲げる事項を内容とするものとし、別紙 1 を参考にして作成するものとする。
 - （1）業務運営の基本方針
 - （2）低コスト生産等の取組計画書及び水田リノベーションプランの作成に関する事項
 - （3）申請及び支払いに関する事項
 - （4）取組実施状況の報告に関する事項
 - （5）返納に関する事項
 - （6）資金の管理方法
 - （7）その他業務運営に必要な事項

第 4 都道府県取組計画書の作成及び承認手続

- 1 都道府県協議会の長は、本事業を実施しようとするときは、様式第 3 号により都道府県取組計画書を作成し、管轄する地域協議会が作成した水田リノベーションプランを添付の上、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 1 の申請を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、都道府県協議会の長に通知するものとする。
- 3 地方農政局長等は、1 の承認を行うに際し、必要があると判断した場合は、関係する書類の提出を要求できるものとする。
- 4 都道府県取組計画書の重要な変更は、次の（1）から（3）までに掲げる変更とする。

また、変更に係る手続は、1 に準じて行うものとする。

 - （1）事業の中止又は廃止
 - （2）事業実施主体における国庫補助金の増
 - （3）事業実施主体における 30% を超える国庫補助金の減

第 5 予算額の配分等

- 1 地方農政局長等は、第 4 の 1 により提出された都道府県取組計画書について、当該取組計画書に含まれている各地域協議会の取組内容が、成果目標の基準を満たしていること等

について審査を行い、適切と認められる場合は、その結果について政策統括官に報告するものとする。

- 2 政策統括官は、1により報告のあった都道府県取組計画書について、別紙2の採択・配分基準に基づき、予算の範囲内で配分対象となる都道府県取組計画書及び当該都道府県協議会の予算額を決定し、これらを様式第4号により地方農政局長等に通知するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2の通知に基づき、配分対象となった都道府県取組計画書及び当該都道府県の予算額を都道府県協議会の長に通知するものとする。
- 4 都道府県協議会の長は、3の通知に基づき、該当する地域協議会の水田リノベーションプランを承認し、採択結果について通知するものとする。

第6 事業の成果目標等

1 成果目標の基準

実施要綱第3及び別表の採択要件欄の(1)の政策統括官が別に定める成果目標の基準は、別表1に定めるとおりとする。

2 目標年度

実施要綱第3の政策統括官が別に定める成果目標の目標年度は、令和3年度とする。

第7 低コスト生産等支援事業の実施

1 助成対象者

助成対象者は、水田(経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田をいう。以下同じ。)において、2に定める対象作物を生産する販売農家及び集落営農であって、水田リノベーションプランに参画する者とする。

2 対象作物

- (1) 対象とする作物は、水田において令和3年産に主食用水稻を作付せずに、基幹作として作付される新市場開拓用米、加工用米、輸出向け又は加工向けの麦及び大豆並びに輸出向け又は加工・業務用向け高収益作物とする。
- (2) (1)の高収益作物については、事業に取り組む年度における水田活用の直接支払交付金の産地交付金において、当該地域協議会又はその地域協議会が所在する都道府県が支援対象とする品目に限るものとする。

3 助成対象とする取組、助成対象面積等

- (1) 助成対象とする低コスト生産等の取組は、別表2に掲げる取組とする。ただし、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けた場合には、都道府県協議会の長は助成対象とする取組を追加できるものとし、その承認に係る手続は、別紙3によるものとする。
- (2) 別表2の取組については、助成を申請する品目ごとに3つ以上行うこととし、助成対象面積は、当該取組を行う水田の合計面積とする。また、交付対象面積の単位はa単位とし、1a未満の端数があるときには切り捨てることとする。
- (3) 助成対象は、以下のいずれかを満たしているものとする。
 - ア 助成対象者が実需者との間で販売契約の締結又は締結の計画をしていること。
 - イ 助成対象者が集出荷業者等との間で出荷契約の締結又は締結を計画しており、かつ、集出荷業者等が実需者との間で販売契約の締結又は締結の計画をしていること。
- (4) (3)の実需者及び集出荷業者等は、水田リノベーションプランに参画する者とす

る。

(5) (2) の助成対象面積は、(3) の販売契約又は販売契約を締結する計画に基づく出荷予定数量相当を生産する面積（地域の合理的な単収等を用いて算定した面積）と同じ又はその範囲内であることとする。

(6) 本事業と目的や支援対象が同じ国の他の補助事業の支援を受けた又は受ける予定の取組は、原則として本事業による助成対象としないものとする。

4 助成対象経費

(1) 低コスト生産等の取組への助成費

低コスト生産等の取組への助成は、3 の(2) の助成対象面積に応じて、10a当たり40,000円とする。

(2) 推進事務費

① 本事業の実施に係る都道府県協議会及び地域協議会の事務に要する経費は、予算の範囲内で定額で助成する。なお、国による本事業に係る要望の調査が開始された時点から交付決定までに実施した本事業に係る経費（水田リノベーションプランの作成等、本事業を実施するために必要不可欠である経費として地方農政局長等が認めるものに限る。）を含めることができる。

② ①の対象となる推進事務費の範囲については、別表3のとおりとする。なお、事業の実施に要する人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号経理課長通知）に基づき適正に算定するものとする。

5 低コスト生産等に係る取組計画書の作成

(1) 低コスト生産等の取組を行おうとする1の助成対象者は、地域協議会の長に対し、低コスト生産等に係る取組計画書（以下「取組計画書」という。）を作成し、当該計画に基づく取組を実施することを誓約するものとする。

(2) 取組計画書は、様式第5号を参考に作成するものとし、業務方法書の定めるところにより地域協議会の長に提出するものとする。

(3) 地域協議会の長は、様式第1号により、その管轄する地域における水田リノベーションプランを作成し、業務方法書に定めるところにより、都道府県協議会の長に提出して、その承認を受けるものとする。

(4) 都道府県協議会の長は、(3)により提出された水田リノベーションプランの内容を審査し、当該都道府県における取組として適正であると認めた場合は、これを取りまとめ、様式第3号により都道府県取組計画書を作成し、第4の1に基づき、地方農政局長等へ承認申請を行うものとする。

(5) 都道府県取組計画書の変更を行う場合は、第4の1及び第7の5の(1)から(4)までに準じた手続を行うものとする。

6 低コスト生産等の取組の実施状況等の報告

(1) 助成対象者は、取組計画書に基づく取組の実施状況及び評価について、様式第6号を参考に取組計画実施状況報告書を作成し、業務方法書の定めるところにより地域協議会の長に報告するものとする。

(2) 地域協議会の長は、その管轄する地域の助成対象者の取組計画書に基づく取組の実施状況等について、様式第7号により実施状況報告書を作成し、業務方法書に定める日までに都道府県協議会の長に報告するものとする。

(3) 都道府県協議会の長は、(2)の報告を取りまとめ、様式第8号により事業実施状況

報告書を作成し、（２）で報告のあった実施状況報告書を添付し、事業終了年度末までに地方農政局長等に報告するものとする。

7 調査の実施

地方農政局長等は、報告を受けた事業実施状況報告書等について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を要求し、現地調査を実施できるものとする。この際、都道府県協議会の長及び地域協議会の長は、地方農政局長等の求めに応じ、調査等に協力するものとする。

8 補助金の返還

- （１）都道府県協議会の長は、５の（３）の規定により承認した水田リノベーションプランに定められた取組が行われたと認められない場合には、当該水田リノベーションプランを作成した地域協議会の長に対し、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。
- （２）地域協議会の長は、助成対象者が取組計画書に定められた取組を実施しなかった場合には、助成対象者に対し、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。
- （３）（１）及び（２）の返還については、自然災害等の助成対象者の責めに帰さない事情により、水田リノベーションプラン又は取組計画書に定められた取組が行われなかったことが確認できる場合にあっては、その対象としないことができるものとする。

9 その他

- （１）本事業の支援対象となった水田面積は、令和３年度における水田活用の直接支払交付金において、助成対象者に対する戦略作物助成（加工用米：10a当たり20,000円、麦・大豆：10a当たり35,000円）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（経営所得安定対策等実施要綱別紙13の３の（１）の③に係るもの（新市場開拓用米：10a当たり20,000円））の対象面積から除外するものとする。
- （２）都道府県協議会の長は、当該都道府県内に地域協議会が設立されていない地域がある場合は、当該地域における事業の実施について、業務方法書に定めるものとする。なお、この場合、都道府県協議会、当該地域を管轄する市町村又は農業者が組織する団体が当該地域において事業を行うことができるものとする。

〇〇県農業再生協議会
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業のうち
実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業 業務方法書

令和 3 年〇月〇日

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この業務方法書は、〇〇県農業再生協議会（以下「〇〇県協議会」という。）が行う新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱（令和 3 年 1 月 29 日付け 2 政統第 1912 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金のうち新市場開拓にむけた水田リノベーション事業交付要綱（令和 3 年 1 月 29 日付け 2 政統第 1914 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要領（令和 3 年 1 月 29 日付け 2 政統第 1961 号農林水産省政策統括官通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施する新市場開拓に向けた水田リノベーション事業のうち実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業（以下「低コスト生産等支援事業」という。）に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営に関する基本方針）

- 第 2 条 〇〇県協議会は、国内外の新たな需要に対応するため、産地と実需者の結びつきを強化し、両者の連携に基づいた、実需者ニーズに応じた米や高収益作物等の生産及び需要の更なる創出・拡大に向け、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業を公正、適正かつ効率的に運営するものとする。
- 2 〇〇県協議会は、実施要綱、交付要綱、実施要領のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び適正化法に基づく命令等の法令を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、低コスト生産等支援事業を行う〇〇県内の地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）第 2 の 2 の（2）に定める地域農業再生協議会をいう。以下「地域協議会」という。）に対し、低コスト生産等支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

第 2 章 実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業の実施

（低コスト生産等に係る取組計画書の作成）

- 第 3 条 低コスト生産等支援事業により低コスト生産等に係る取組を行おうとする実施要領別記 1 の第 7 の 1 に該当する者（以下「助成対象者」という。）は、その住所地を管轄する地域協議会の長（以下「地域協議会の長」という。）に対し、低コスト生産等に係る取組計画書（以下「取組計画書」という。）を作成し、計画に基づく取組を実施することを誓約するものとする。
- 2 取組計画書は、実施要領別記 1 の第 7 の 5 の（3）に定める様式第 3 号を参考に作成し、地域協議会の長に提出するものとする。

- 3 地域協議会の長は、その管轄する地域の助成対象者の取組計画書を踏まえ、実施要領別記 1 第 7 の 5 (4) の規定に基づき水田リノベーション産地・実需協働プラン（以下「水田リノベーションプラン」という。）を作成し、様式第 1 号により〇〇県協議会の長（以下「〇〇県協議会長」という。）に対し承認申請を行うものとする。
- 4 〇〇県協議会長は、実施要領別記 1 の第 4 の 1 に定めるところにより〇〇県取組計画書を作成し、〇〇農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。
- 5 〇〇県協議会長は、前項の承認があった場合には、様式第 2 号により地域協議会の長に対し、水田リノベーションプランの承認を行うものとする。
- 6 水田リノベーションプラン及び〇〇県取組計画書の変更を行う場合は、第 3 項から第 5 項までに準じた手続を行うものとする。

（備考）「〇〇農政局長」は北海道にあっては「北海道農政事務所長」と、沖縄県にあっては「沖縄総合事務局長」とする。以下同じ。

（新市場開拓に向けた水田リノベーション事業のうち実需者ニーズ対応低コスト生産等取組支援事業に係る補助金の申請・請求及び支払）

- 第 4 条 地域協議会の長は、様式第 3 号により、〇〇県協議会長に補助金の交付を申請するものとする。
- 2 〇〇県協議会長は、前項により各地域協議会から申請のあった内容を審査し、適正であると認めた場合にはこれを取りまとめ、必要な経費について交付要綱第 5 の 1 の規定に基づき、〇〇農政局長が定める日までに交付申請を行うものとする。
 - 3 〇〇県協議会長は、〇〇農政局長からの交付決定の通知を受けたときには、速やかに第 1 項により補助金の交付申請を行った地域協議会の長に対し、様式第 4 号により交付決定の通知を行うものとする。
 - 4 地域協議会の長は、補助金の支払を受けようとするときは、〇〇県協議会長に対し、様式第 5 号により概算払請求又は請求を行うものとする。
 - 5 〇〇県協議会長は、地域協議会への補助金を支払うため、〇〇農政局長に対し概算払請求を行うことができるものとする。
 - 6 〇〇県協議会長は、第 4 項により各地域協議会から請求のあった内容を審査し、適正であると認めた場合にはこれを取りまとめ、必要な経費について交付要綱第 12 の規定に基づき、〇〇農政局長に対し概算払請求を行うものとする。
 - 7 〇〇県協議会長は、〇〇農政局長より概算払を受けたときは、速やかに第 4 項の補助金の請求を行った地域協議会の長に対し支払を行うとともに、様式第 6 号により通知するものとする。
 - 8 地域協議会の長は、助成対象者に助成を行おうとする場合は、予め対象作物の作付面積や作付状況、取組状況等について原則として現地確認や証拠書類の確認等を実施した上で助成するものとし、様式第 7 号により助成対象者に通知するものとする。なお、地域協議会の長は助成対象者への助成に当たって、助成対象者から様式第 8 号を参考に口座情報の提供を受けるものとする。

（補助金の返還）

- 第 5 条 地域協議会の長は、実施要領別記 1 の第 7 の 8 の（2）に規定する返還事由が生じた場合には、速やかに状況を記載した書類を〇〇県協議会長に提出し、その指示を受けなくてはならない。

- 2 ○○県協議会長は、前項により地域協議会の長から提出のあった内容について、確認・精査し、速やかに返還されるべき補助金の額に相当する金額を返還させなければならない。ただし、実施要領別記1の第7の8の(3)にあっては、この限りでない。
- 3 ○○県協議会長は、地域協議会が実施要綱、交付要綱若しくは実施要領若しくは適正化法及び適正化法に基づく命令等の法令に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、補助金の全部又は一部について返還を求めることができる。この場合、○○県協議会長は、違反等の内容、返還の額及び返還の期日を記載した書面を地域協議会の長に送付しなければならない。
- 4 前項の補助金の返還を求められた地域協議会は、前項の期日までに求められた額を○○県協議会に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、地域協議会の長は、○○県協議会長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、地域協議会の長は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに○○県協議会長に提出しなければならない。
- 5 ○○県協議会長は、前項の期日の延期を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときはこれを認め、改めて返還の期日を記載した書面を地域協議会の長に送付するものとする。
- 6 ○○県協議会長は、地域協議会が第3項の返還を期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあってはその期日、期日の延長を認めなかった場合にあっては第3項の期日に第4項の書面を○○県協議会長が提出を受けた日から前項の書面が当該地域会長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日）を経過してもなお返還しない場合には、当該地域協議会への補助金の交付を取り消すものとする。また、○○県協議会長は、○○農政局長からその他とるべき措置について指示を受けるとともに、その指示内容について総会の議決を得なければならない。

第3章 資金の管理

(資金の管理)

第6条 ○○県協議会は、補助金の交付については、実施要領第5の1の規定に基づき、他対策等と区分管理し、○○県協議会が定めた「○○勘定」から行わなければならない、当該勘定の資金を当該補助金の交付以外の用途に使用してはならない。

(備考) 管理勘定は都道府県協議会が定めた名称を記載。

- 2 ○○県協議会は、前項の資金を○○により管理する。

(備考) 金融機関名及び預金又は貯金の種類を記載。

第4章 報 告

(事業遅延の報告)

第7条 地域協議会の長は、低コスト生産等支援事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は低コスト生産等支援事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第9号により事業遅延届けを○○県協議会長に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 都道府県協議会の長は、前項の報告があった場合、速やかに交付要綱第13の規定に基づき低コスト生産等支援事業が予定の期間内に完了しない理由又は低コスト生産等支援事業の遂行が困難となった理由及び低コスト生産等支援事業の遂行状況を記載した書類を○○農政局長に提出し、その指示を受けるものとする。

(事業実績報告)

第8条 地域協議会の長は、低コスト生産等に係る取組計画書に基づく助成の実績を様式第10号により作成し、令和〇年〇月〇日までに〇〇県協議会長に報告するものとする。

- 2 〇〇県協議会長は、前項による地域協議会の長からの報告の内容を審査し、適正であると認めた場合には、補助金の額を確定し、様式第11号により地域協議会の長に通知するものとする。
- 3 〇〇県協議会長は、第1項による各地域協議会の長からの報告を取りまとめ、交付要綱第15の1の規定に基づき、〇〇農政局長に報告するものとする。

(低コスト生産等の取組の実施状況報告)

第9条 助成対象者は、実施要領別記1の第7の6の(1)に定める様式第6号を参考に、低コスト生産等に係る取組計画書に基づく取組の実施状況を取りまとめ、地域協議会の長が定める日までに、地域協議会の長に報告するものとする。

- 2 地域協議会の長は、実施要領別記1の第7の6の(2)の規定に基づき、実施状況報告書を作成し、令和〇年〇月〇日までに〇〇県協議会長に提出するものとする。
- 3 〇〇県協議会長は、実施要領別記1の第7の6の(3)の規定に基づき、事業実施状況報告書を作成し、事業終了年度末までに〇〇農政局長に提出するものとする。

第5章 雑 則

(帳簿の備付け等)

第10条 地域協議会は、低コスト生産等支援事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類について、補助金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

- 2 〇〇県協議会長は、必要に応じて、地域協議会に対し、補助金に係る経理内容を調査し、〇〇県協議会への補助金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第11条 本業務方法書に定めるもののほか、低コスト生産等支援事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて〇〇農政局長の承認を受け〇〇県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この業務方法書は、〇〇農政局長の承認のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 この業務方法書の承認前において、助成対象者が、地域協議会の長に対し行った、低コスト生産等に係る取組計画書に基づく取組を実施する誓約は、第3条第1項の規定により行われた誓約とみなす。
- 3 この業務方法書の承認前において、助成対象者が作成し、地域協議会の長に提出した低コスト生産等に係る取組計画書は、第3条第2項の規定の例により作成・提出されたものとみなす。

- 4 この業務方法書の承認前において、地域協議会の長が作成し、都道府県協議会の長に提出した水田リノベーションプランは、第3条第3項の規定により作成・提出されたものとみなす。
- 5 この業務方法書の承認前において、都道府県協議会の長が作成した都道府県取組計画書は、第3条第4項の規定により作成されたものとみなす。

別紙２（採択・配分基準関係）

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業 うち実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業の採択・配分基準について

実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業の採択及び予算額の配分については、以下のとおり、都道府県取組計画書に含まれている地域協議会の水田リノベーションプランにて定められた品目・仕向けごとの成果目標に応じて、配分対象となる地域協議会の品目・仕向けを決定し、予算の範囲内で採択・配分するものとする。

- 1 政策統括官は実施要領別記１の第５の１により報告のあった都道府県取組計画書について、都道府県取組計画書に含まれている水田リノベーションプランにて定められた品目・仕向けごとの成果目標に応じて、予算の範囲内で成果目標の基準に基づくポイントが上位の水田リノベーションプランの品目・仕向けから順に要望額を都道府県農業再生協議会ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。

なお、この配分額の算定に当たっては、まず別表１に定められた品目・仕向けごとの優先枠の予算の範囲内において、品目・仕向けごとにポイントが上位のものから配分対象とし、続いて優先枠の予算の範囲内において配分対象とならなかった地域協議会の品目・仕向けについて、優先枠以外の予算の範囲内（優先枠の予算に残余があった場合は当該残余額も含む）にて、品目・仕向けに関わらずポイントが上位のものから配分対象とするものとする。

- 2 １により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントの水田リノベーションプランの品目・仕向けが複数ある場合は、要望額の小さいものから順に配分対象とするものとする。

別表 1（実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業に係る成果目標の基準）

実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業の取組主体である地域協議会が選択可能な成果目標は、品目・仕向けごとに、以下の表のとおり。

品目・仕向けごとにそれぞれ（１）又は（２）のいずれか、（３）又は（４）のいずれかを選択できるものとし、（５）に該当する場合はポイントを加算できるものとする。

成果目標		新市場開拓用米		加工用米		麦【輸出用】	大豆【輸出】
いずれかを選択	（１）令和３年度における低コスト生産等の取組面積	ア 50ha以上 イ 40ha以上～50ha未満 ウ 30ha以上～40ha未満 エ 20ha以上～30ha未満 オ 10ha以上～20ha未満 カ 10ha未満	24 20 16 12 8 4	ア 150ha以上 イ 100ha以上～150ha未満 ウ 75ha以上～100ha未満 エ 50ha以上～75ha未満 オ 25ha以上～50ha未満 カ 25ha未満	12 10 8 6 4 2	ア 250ha以上 イ 200ha以上～250ha未満 ウ 150ha以上～200ha未満 エ 100ha以上～150ha未満 オ 50ha以上～100ha未満 カ 50ha未満	24 20 16 12 8 4
	（２）令和３年度における低コスト生産等の取組面積／令和２年度の作付面積	ア 300%以上 イ 200%以上～300%未満 ウ 150%以上～200%未満 エ 100%以上～150%未満 オ 75%以上～100%未満 カ 75%未満	24 20 16 12 8 4	ア 300%以上 イ 200%以上～300%未満 ウ 150%以上～200%未満 エ 100%以上～150%未満 オ 75%以上～100%未満 カ 75%未満	12 10 8 6 4 2	ア 300%以上 イ 200%以上～300%未満 ウ 150%以上～200%未満 エ 100%以上～150%未満 オ 75%以上～100%未満 カ 75%未満	24 20 16 12 8 4
いずれかを選択	（３）令和２年度から令和３年度の主食用米作付削減面積（地域農業再生協議会単位）	ア 50ha以上 イ 40ha以上～50ha未満 ウ 30ha以上～40ha未満 エ 20ha以上～30ha未満 オ 10ha以上～20ha未満 カ 0ha超～10ha未満 キ 0ha以下	6 5 4 3 2 1 0				
	（４）令和２年度から令和３年度の主食用米作付面積削減割合（地域農業再生協議会単位）	ア ▲10%以上 イ ▲8%以上～10%未満 ウ ▲6%以上～8%未満 エ ▲4%以上～6%未満 オ ▲2%以上～4%未満 カ ▲0%超 ～2%未満 キ ▲0%以下	6 5 4 3 2 1 0				
該当する場合	（５）加算ポイント			中長期的に輸出に取り組む面積（構想）をプランに記載する場合 ア 令和７年度までに輸出 5 イ 令和12年度までに輸出 3			
優先枠（130億円）		20億円		20億円		各 5 億円	

		麦【加工】	大豆【加工】	高収益作物【輸出】	高収益作物【加工・業務用】
いずれかを選択	(1) 令和3年度における低コスト生産等の取組面積	ア 250ha以上 12 イ 200ha以上～250ha未満 10 ウ 150ha以上～200ha未満 8 エ 100ha以上～150ha未満 6 オ 50ha以上～100ha未満 4 カ 50ha未満 2	ア 125ha以上 12 イ 100ha以上～125ha未満 10 ウ 75ha以上～100ha未満 8 エ 50ha以上～75ha未満 6 オ 25ha以上～50ha未満 4 カ 25ha未満 2	ア 125ha以上 24 イ 100ha以上～125ha未満 20 ウ 75ha以上～100ha未満 16 エ 50ha以上～75ha未満 12 オ 25ha以上～50ha未満 8 カ 25ha未満 4	ア 125ha以上 12 イ 100ha以上～125ha未満 10 ウ 75ha以上～100ha未満 8 エ 50ha以上～75ha未満 6 オ 25ha以上～50ha未満 4 カ 25ha未満 2
	(2) 令和3年度における低コスト生産等の取組面積／令和2年度の作付面積	ア 300%以上 12 イ 200%以上～300%未満 10 ウ 150%以上～200%未満 8 エ 100%以上～150%未満 6 オ 75%以上～100%未満 4 カ 75%未満 2	ア 300%以上 12 イ 200%以上～300%未満 10 ウ 150%以上～200%未満 8 エ 100%以上～150%未満 6 オ 75%以上～100%未満 4 カ 75%未満 2	ア 300%以上 24 イ 200%以上～300%未満 20 ウ 150%以上～200%未満 16 エ 100%以上～150%未満 12 オ 75%以上～100%未満 8 カ 75%未満 4	ア 300%以上 12 イ 200%以上～300%未満 10 ウ 150%以上～200%未満 8 エ 100%以上～150%未満 6 オ 75%以上～100%未満 4 カ 75%未満 2
いずれかを選択	(3) 令和2年度から令和3年度の主食用米作付削減面積（地域農業再生協議会単位）	ア 50ha以上 6 イ 40ha以上～50ha未満 5 ウ 30ha以上～40ha未満 4 エ 20ha以上～30ha未満 3 オ 10ha以上～20ha未満 2 カ 0ha超～10ha未満 1 キ 0ha以下 0			
	(4) 令和2年度から令和3年度の主食用米作付面積削減割合（地域農業再生協議会単位）	ア ▲10%以上 6 イ ▲8%以上～10%未満 5 ウ ▲6%以上～8%未満 4 エ ▲4%以上～6%未満 3 オ ▲2%以上～4%未満 2 カ ▲0%超～2%未満 1 キ ▲0%以下 0			
該当する場合	(5) 加算ポイント	中長期的に輸出に取り組む面積（構想）をプランに記載する場合 ア 令和7年度までに輸出 5 イ 令和12年度までに輸出 3			中長期的に輸出に取り組む面積（構想）をプランに記載する場合 ア 令和7年度までに輸出 5 イ 令和12年度までに輸出 3
優先枠 (130億円)		各20億円		20億円	20億円

別表 2（助成対象とする低コスト生産等の取組）

実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業の助成対象とする低コスト生産等の取組については、以下のとおり。ただし、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けた場合には、都道府県協議会の長は助成対象とする取組を追加できるものとし、その承認に係る手続は、別紙 3 によるものとする。

【新市場開拓用米、加工用米】（共通）

取組メニュー	取組内容
①直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培
②疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組
③高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組
④プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗
⑤温湯種子消毒	農薬を使用せず、約60℃の温湯に種籾を浸漬し、種子消毒を行う取組
⑥効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培
⑦作期分散	作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する取組
⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
⑨効率的な施肥	流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥
⑩効率的な農薬処理	播種時同時処理、田植え同時処理
⑪化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑫化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑬多収品種の導入	多収品種の作付
⑭農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑮スマート農業機器の活用	ドローンや水管理システム等の活用

【麦】

取組メニュー	取組内容
①融雪促進	融雪促進剤の散布
②新たに導入した品種に応じた栽培管理	新たに導入した品種に応じた施肥や防除等
③ふく土・踏圧	カルチ・テラーによるふく土・踏圧作業
④難防除雑草対策	薬剤によるスズメノテッポウ、ネズミムギ、カラスムギ等の防除
⑤生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測	—
⑥効率的・効果的な施肥	ピンポイント施肥、追肥重点施肥（開花期以降の追肥）の実施
⑦重要病害虫の防除	赤カビ病、うどんこ病、赤さび病、縞萎縮病の防除
⑧排水対策管理	額縁明渠等の点検・修繕
⑨農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑩スマート農業機器の活用	ドローンや収量コンバイン等の活用

【大豆】

取組メニュー	取組内容
①大豆300A技術	研究機関が開発した300A技術及びそれに類する播種技術の実施
②難防除雑草対策	薬剤による帰化アサガオ類やアレチウリ等の防除
③土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
④新品種の導入	単収の高位安定化に資する新品種の作付
⑤効率的な施肥	ピンポイント施肥の実施
⑥均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業
⑦摘心栽培	—
⑧畝間冠水	—
⑨団地化の推進	団地化の実施
⑩化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑪化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑫排水対策	心土破砕、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠
⑬農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑭スマート農業機器の活用	ドローン、収量コンバイン等の活用

【高収益作物（野菜・果樹等）】

取組メニュー	取組内容
①生物農薬の導入	有害生物の防除に利用される天敵昆虫等の生物的防除資材の導入
②農薬によらない病虫害対策	LEDトラップや防虫ネットの設置、耕種的防除等の取組
③農薬によらない土壌消毒	太陽熱土壌消毒や土壌還元消毒等の実施
④農薬のドリフト対策	ドリフト低減ノズルや遮蔽物等の利用
⑤化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑥化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑦土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
⑧新品種の導入	輸出や加工・業務用に適した新品種の作付
⑨排水対策	心土破砕、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠
⑩農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑪スマート農業機器の活用	ドローンや可変施肥機等の活用

低コスト生産等の取組の追加について

1 手続

- (1) 都道府県協議会の長は、低コスト生産等の取組を追加しようとする場合は、別紙 3 様式第 1 号により、地方農政局長等に承認の申請を行うものとする。
- (2) (1) の承認申請に当たっては、追加しようとする低コスト生産等の取組（以下「地域特認メニュー」という。）の根拠となる文献やデータ等を添付するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(1) の申請について、承認の可否を別紙 3 様式第 2 号により通知するものとする。

2 承認申請に当たっての留意事項

- (1) 地域特認メニューは、原則として、農業者自身が行う取組であり、かつ、取組により農業者自身に追加的な負担（掛増し経費）が発生するものとする。
- (2) 品目ごとの地域特認メニューの基本的な考え方は次のとおりとする。
 - ① 新市場開拓用米、加工用米
低コスト又は省力化に資する取組であること
 - ② 麦・大豆
単収の高位安定化に資する取組であること
 - ③ 高収益作物
植物検疫や残留農薬低減、作柄安定に資する取組であること
- (3) 取組の有無を客観的に判断できる基準（取組基準）を設けること。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

住所
〇〇農業再生協議会
会長

地域特認メニューの協議について

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業のうち実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業において、下記の取組を低コスト生産等の取組として地域特認メニューとしたいので、添付資料を添えて申請する。

記

1. 取組の名称
2. 取組の具体的内容
※低コスト生産等の取組の根拠となる文献、データ等を添付すること。
3. 取組基準
4. 本取組を取り入れる背景及び普及の状況
5. 本取組の今後の活用の見通し

番 号
年 月 日

〇〇農業再生協議会
会長 〇〇 〇〇 殿

〇〇農政局長

地域特認メニューの協議について（承認）

（承認する場合）

令和〇年〇月〇日付け〇〇で協議のあったことについて、下記のとおり承認するので、通知する。

記

1. 承認する取組の名称
2. 承認する取組の具体的内容
3. 承認する取組基準

（承認しない場合）

令和〇年〇月〇日付け〇〇で協議のあったことについて、承認しないので、その旨を通知する。

別表 3（推進事務費の範囲）

区 分	内 容
賃 金	本事業の実施に係る賃金（正規職員の超過勤務及び臨時雇用に限る。）
旅 費	本事業の推進、指導、審査に要する旅費
需用費	消耗品費（各種事務用紙、封筒等の文房具費その他消耗品費） 印刷製本費
役務費	通信運搬費（郵便料、電信電話料、運搬費等） 振込手数料
使用料及び賃料	会議会場、事業用機械器具等の借料及び損料
委託費	本事業の推進事務の一部を他のものに委託する場合に当該委託に要する経費
雑 費	その他事業の実施に必要な経費

別記2（需要創出・拡大整備支援事業関係）

第1 事業内容

水田リノベーションプランに基づき、事業実施主体が需要の創出・拡大に向けて輸出等の需要に応じた加工品の生産体制の強化の取組や国産原材料への切替えのために必要となる機械・施設（以下「施設等」という。）を整備する取組に必要な経費について、都道府県が事業実施主体に補助する事業（以下「需要創出・拡大整備支援事業」という。）。

第2 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）又はKKP（コメ海外市場拡大戦略プロジェクト）に加入している実需者とする。
- 2 当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

第3 事業実施計画の作成及び承認の手続、予算の配分等

- 1 事業実施主体は需要創出・拡大整備支援事業による支援を受けようとするときは、様式第9号により事業実施計画書を作成し、様式第10号により、自らが実需者として施設を整備する取組が位置づけられた水田リノベーションプラン等を添付して、原則として整備施設の所在地を管轄する都道府県知事へ提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画書について、その内容を審査した上で、適切と認めた場合は、様式第11号により都道府県事業実施計画書（以下「都道府県計画書」という。）を作成し、事業実施主体の事業実施計画書を添付し、様式第12号により地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により提出された都道府県計画書及び事業実施計画書について、その内容を審査するとともに、その内容が適切と認められる場合には、その結果について政策統括官に報告するものとする。
- 4 政策統括官は3により報告のあった都道府県計画書及び事業実施計画書について、別紙1の配分基準に基づき、配分対象となる事業実施計画書及び当該都道府県の予算額を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4の通知に基づき、配分対象となった事業実施計画書を承認し、当該都道府県の予算額を都道府県知事に通知するものとする。
- 6 都道府県知事は、5の通知に基づき、該当する事業実施主体の事業実施計画書を承認し、採択結果を事業実施主体に通知するものとする。
- 7 事業実施計画書の重要な変更は、次の（1）から（5）までに掲げる変更とする。また、変更に係る手続は、1から6までに準じて行うものとする。
 - （1）事業の新設、中止又は廃止
 - （2）事業実施主体の変更
 - （3）事業実施主体ごとに事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
 - （4）事業実施主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%を超える減
 - （5）成果目標の変更

第4 事業の成果目標等

- 1 成果目標の基準

実施要綱第3及び別表の採択要件欄の(1)の政策統括官が別に定める成果目標の基準は、別表1に定めるとおりとする。

2 目標年度

実施要綱第3の政策統括官が別に定める成果目標年度は、令和7年度とする。

3 その他の採択要件

実施要綱別表の採択要件欄の(2)の政策統括官が別に定める要件は次の(1)から(5)に掲げるものとする。

- (1) 本事業の実施（施設等の整備）が実施要綱第1の趣旨に合致すること。
- (2) 事業実施主体は、少なくとも一つ以上の地域協議会が作成する水田リノベーションプランに実需者として参画していること。
- (3) 整備する施設等において出荷する農産物又は加工品の原材料農産物のうち、関連する水田リノベーションプランに参画する農業者が水田で生産する農産物が占める割合が成果目標年度において50%以上とする計画であること。
- (4) 実施要綱別表の事業・メニュー欄の2(1)輸出拡大のために整備する施設等については、出荷する農産物・加工品のうち輸出仕向けの割合が成果目標年度において20%以上とする計画であること。
- (5) 実施要綱別表の事業・メニュー欄の2(2)国産シェア拡大のために整備する施設等については、輸入農産物からの置き換えを図るものとし、出荷農産物の国産割合又は出荷加工品の国産原材料割合を拡大する計画であること。

第5 需要創出・拡大整備支援事業の実施等

1 対象品目

米、麦、大豆、高収益作物

2 対象の取組、対象施設等

要綱別表の事業・メニュー欄に掲げる施設等とし、施設等は別表2の基準を満たすものとする。

3 補助率

要綱別表の補助率欄に掲げる補助率とする。

4 補助対象経費等

補助対象経費や事務手続については、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成31年4月1日付け30食産第5395号、30生産第2220号、30政統第2193号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。

5 附帯事務費

国は、予算の範囲内において、都道府県が本事業の実施に関する事務及び指導等に要する経費を附帯事務費として交付するものとする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業の総事業費に別表3に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内とし、補助対象範囲は、別表3に定めるとおりとする。

6 事業の着工等

- (1) 事業実施主体による本事業の着工又は着手（以下「着工等」という。）は、原則として、都道府県知事からの助成金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に

応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合は、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工（着手）届を作成し、様式第13号により都道府県知事に提出するものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に本事業の着工等を行う場合については、事業実施主体は、補助金の交付が確定となったときに限り、事業の内容が明確となってから、本事業の着工等を行うものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で着工等を行うものとする。
- (3) 都道府県知事は、事業実施主体から(1)の交付決定前着工（着手）届の提出があった場合は、地方農政局長等にその写しを提出するものとする。

7 事業実施状況報告等

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、様式第14号により事業実施状況報告を作成し、翌年度の6月末日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の事業実施主体からの事業実施状況報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 都道府県知事は、(1)の事業実施主体からの事業実施状況の報告について、目標年度の翌年度の9月末までに様式第15号により地方農政局長等に報告するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、事業実施計画に定められた成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、当該都道府県知事に対し適切な措置を講ずるものとする。
- (5) 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、(3)に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

8 事業の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、様式第14号により都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を目標年度の翌年度の9月末までに様式第15号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
- (3) 都道府県知事は、この点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(2)の都道府県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度の評価を行うこととし、必要に応じ、評価結果を踏まえて都道府県知事を指導するものとするとともに、当該評価結果を政策統括官に報告するものとする。

ただし、次に掲げる場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会に諮り、妥当と判断されたときは、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(5) 地方農政局長等は、(4)の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に改善計画を提出させるものとする。

(6) 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度にその結果を公表するものとする。

(7) 国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

9 補助金の返還

都道府県知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が、交付要綱、実施要綱及びこの要領に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返還させなければならない。

10 事業の実施基準及び留意事項

(1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の交付の対象外とする。

(2) 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

(3) 事業実施主体は、事業の実施に当たり、別紙2により、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(4) 施設等の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業実施計画書が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業実施計画書の審査等においても留意するものとする。

(5) 都道府県知事は、7の(2)及び(3)による点検評価を実施した結果、事業において導入した施設が当初の事業実施計画書に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率及び稼働率のうち、いずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、様式第16号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

(6) 事業で実施する施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用

年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(7) 施設の整備に対する助成については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備することは、助成の対象外とするものとする。

(8) 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地を除く。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上であり、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

(9) 次に掲げるものは、助成の対象外とする。

ア 施設の附帯施設のみの整備

イ 施設用地の整地、改良等の整備

ウ 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの

エ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費

オ 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(10) 輸出拡大のために事業を実施する事業実施主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれること。

(11) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）の第13条において、国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力することを定め、活動内容に応じて融資等の支援措置を講ずるための仕組みを創設している。このことから、輸出拡大のために本事業に取り組む場合、申請に関する情報（事業者名、所在地、事業規模等）について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無に関わらず、必要に応じ、株式会社日本政策金融公庫に提供することとする。ただし、事業実施主体が事業実施計画書にて情報提供への同意をしない場合を除く。

(12) 都道府県知事は、事業実施主体が、整備する施設等を適切に労働安全・管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(13) 本事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、助成対象事業が完了

した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

- (14) 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。なお、事業実施状況報告書及び評価報告書に事業実施主体の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付することとする。
- (15) 施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。
- (16) 事業実施主体は、施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。
- (17) 継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者にあたる農業者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険等への積極的な加入に努めるものとする。
- (18) 事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

11 施設等の管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図る事で適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当を認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 補助金の経理の適正化

補助金に関する経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

(5) 施策名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

別紙 1（採択・配分基準関係）

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業 うち需要創出・拡大整備支援事業の採択・配分基準について

需要創出・拡大整備支援事業の採択及び予算額の配分については、以下のとおり、事業実施計画書の成果目標に応じて、配分対象となる事業実施計画書を決定し、予算の範囲内で採択・配分するものとする。

- 1 政策統括官は実施要領第3の3により報告のあった事業実施計画書について、予算の範囲内で成果目標の基準に基づくポイントが上位の事業実施計画書から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。
- 2 1により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントの事業実施計画書が複数ある場合は、要望額の小さいものから順に配分対象とするものとする。

別表 1 (需要創出・拡大整備支援事業に係る成果目標の基準)

需要創出・拡大整備支援事業の事業実施主体が選択可能な成果目標は以下表のとおり。

輸出拡大のための施設・機械 【30点満点】	国産シェア拡大のための施設・機械 【18点満点】
基礎ポイント 1 【確実性】	
1 当該農産物又は加工品の輸出実績がある場合、過去3か年のうち、年間輸出額の最大金額（サンプル輸出を除く）	1 当該農産物又は加工品の出荷実績がある場合、過去3か年のうち、年間出荷額の最大金額
ア 1億円以上 3	ア 3億円以上 3
イ 1千万円以上～1億円未満 2	イ 3千万円以上～3億円未満 2
ウ 1千万円未満 1	ウ 3千万円未満 1
基礎ポイント 2 【有効性】	
1 次の項目のうち、いずれかを選択。	1 次の項目において、（1）に加え、（2）又は（3）を選択。
（1）目標年度における輸出増加額（サンプル輸出を除く）	（1）目標年度における、整備する施設等において出荷する農産物又は加工品原材料に占める国産割合
ア 1億円以上 16	ア 70%以上 5
イ 5千万円以上～1億円未満 14	イ 60%以上～70%未満 4
ウ 1千万円以上～5千万円未満 12	ウ 50%以上～60%未満 3
エ 5百万円以上～1千万円未満 10	エ 40%以上～50%未満 2
オ 5百万円未満 8	オ 30%以上～40%未満 1
（2）目標年度の輸出額／事業開始前の輸出額（サンプル輸出を除く）	（2）目標年度における農産物又は加工品の出荷増加額（国産分。加工品の場合は国産原材料割合に応じて案分した額）
ア 500%以上 16	ア 3億円以上 5
イ 400%以上～500%未満 14	イ 1億5千万円以上～3億円未満 4
ウ 300%以上～400%未満 12	ウ 3千万円以上～1億5千万円未満 3
エ 200%以上～300%未満 10	エ 15百万円以上～3千万円未満 2
オ 100%以上～200%未満 8	オ 15百万円未満 1
	（3）目標年度の出荷額／事業開始前の出荷額（国産分。加工品の場合は国産原材料割合に応じて案分した額）
	ア 500%以上 5
	イ 400%以上～500%未満 4
	ウ 300%以上～400%未満 3
	エ 200%以上～300%未満 2
	オ 100%以上～200%未満 1
加算ポイント	
1 次に項目に該当している場合は当該ポイントを加算する。	
（1）輸出に対応するための認証を取得している又は具体的な取得計画がある（ISO、HACCP、GFSI、ハラール・コーシャ等） 1	
（2）目標年度における、整備する施設等において出荷する農産物／加工品のうち、輸出仕向けの割合	
ア 50%以上 5	
イ 40%以上～50%未満 4	
ウ 30%以上～40%未満 3	
エ 20%以上～30%未満 2	
2 目標年度における、整備する施設等において出荷する農産物又は加工品の原料農産物のうち、関連する水田リノベーションプランに参画する農業者が水田で生産した農作物が占める割合が以下の場合は当該ポイントを加算する。	
ア 90%以上 4	
イ 80%以上～90%未満 3	
ウ 70%以上～80%未満 2	
エ 60%以上～70%未満 1	
3 都道府県が、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した場合には、1事業実施主体あたり1ポイント（1都道府県あたり3ポイントが上限）加算できるものとする。	

別表2 施設等の基準

補助対象とする施設等の基準については、次のとおりとする。

施設等	補助対象基準
農産物処理加工施設	・「荷受及び貯蔵施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。ただし、既存の加工施設にこれら施設を整備する場合は、この限りではない。 ・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟当たりおおむね100平方メートル以上とする。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整、原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給力に見合った適切な施設規模とする。 原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を図るものとする。
加工施設	・加工施設とは、精米機、炊飯機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。
荷受け及び貯蔵施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷施設及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟当たりおおむね100平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。ただし、既存の集出荷施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。

集出荷施設	
予冷施設	
貯蔵施設	・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。
選別、調製及び包装施設	・消費者等に生産情報を提供するためにＩＤコード、２次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。

別表 3（附帯事務費の補助対象範囲）

区分	内容
旅費	普通旅費（設計審査、検査のために必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施工、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費） 会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用
給料	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与
報酬	会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬
職員手当等	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当及びへき地手当 会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当
報償費	謝金
需用費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役務費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備品購入費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費

別紙 2（費用対効果分析の実施方法）

1 費用対効果の算定方法

（１）投資効率の算定は、原則として、次式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = (\text{年総効果額} \div \text{還元率}) \div \text{総事業費}$$

（２）各用語、算定方法については、次のアからエまでにより行うものとする。

ア 年総効果額は、２に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

イ 還元率は、次式により総合耐用年数を算定し、別紙２別表にて算定するものとする。

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

$$(\text{施設等別年事業費} = \text{施設等別事業費} \div \text{当該施設等耐用年数})$$

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令及び農林畜水産業関係補助金等交付規則別表に定めるところによる。

ウ 算定の基礎とする数値は、事業実施計画書の内容と整合性のとれたものでなければならない。

エ 各用語の意味は、それぞれ以下のとおりとする。

年総効果額	事業により１年の間に生じる効果を金額に換算したもの。事業により様々な種類の効果が見込まれるので、その全てを金額に換算し、合計する。
還元率	事業による効果は、単年で発生するだけでなく施設の耐用年数期間中継続的に発生するものであるため、年当たりの効果額に耐用年数を乗じたものが総効果額となる。ただし、一定の費用を事業に投資しないで他の投資（預金等）を行った場合にも収益を生み出すものもあるので、その分を毎年、各年の効果額から割り引く必要がある。これが還元率である。
割引率	一般的に、将来に受け取ったり支払ったりするものの金銭価値は現在の金銭価値より低くなるため、将来にわたって毎年度発現される年効果総額を計画時の価値に割り戻すための率のこと。効果発生期間中の金利に相当し、この金利は最近の長期金利等を参考に決定される。（平成 11 年に建設省が「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一的運用指針」を公表し、その中で割引率を 0.04 としたことを受け、この割引率を採用したものである。）。
耐用年数	耐用年数は当該施設が今後何年間に渡って使えるかを示す。施設の構成部により耐用年数が異なる場合には、費用に応じて加重平均を取ることで、便宜上の耐用年数を求める。（総合耐用年数）。

2 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次の（１）及び（２）により行うものとする。

（１）効果の内容

次のアからウまでに掲げる効果とする。

ア 輸出額向上効果

当該施設等の整備による生産力や商品のブランド価値の向上等を通じ、商品の製造量や販売単価が向上（増加）することで、農産物又は加工品の輸出額が増加する効果

イ 出荷額向上効果

当該施設等の整備による生産力や商品のブランド価値の向上等を通じ、商品の製造量や販売単価が向上（増加）することで、農産物又は加工品の出荷額（アの輸出額分は除く）が増加する効果

ウ 施設維持管理コスト削減効果

当該施設等の整備による製造工程の効率化を通じ、商品歩留まりの改善や維持管理コストが削減されることで、所得が増加する効果

（２）算出方法

年効果額は、次のアからウまでにより算定する額の合計額とする。

ア 輸出額向上効果

商品の種類ごとに、商品の製造量・品質の向上に伴う事業実施計画書の最終年度における輸出額の増加額の合計額とする。

イ 出荷額向上効果

商品の種類ごとに、商品の製造量・品質の向上に伴う事業実施計画の最終年度における農産物又は加工品の出荷額（アの輸出額分は除く）の合計額とする。

ウ 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費等との差とする。

別紙２別表

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \}$$

i = 割引率 = 0.04

n = 総合耐用年数 = 事業費合計額 ÷ 施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費 = 施設等別事業費 ÷ 当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令及び農林畜水産業関係補助金等交付規則別表に定めるところによる。

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率	n	還元率
5	0.2246	24	0.0656	43	0.0491
6	0.1908	25	0.0640	44	0.0487
7	0.1666	26	0.0626	45	0.0483
8	0.1485	27	0.0612	46	0.0479
9	0.1345	28	0.0600	47	0.0475
10	0.1233	29	0.0589	48	0.0472
11	0.1142	30	0.0578	49	0.0469
12	0.1066	31	0.0569	50	0.0466
13	0.1001	32	0.0559	51	0.0463
14	0.0947	33	0.0551	52	0.0460
15	0.0899	34	0.0543	53	0.0457
16	0.0858	35	0.0536	54	0.0455
17	0.0822	36	0.0529	55	0.0452
18	0.0790	37	0.0522	60	0.0442
19	0.0761	38	0.0516	80	0.0418
20	0.0736	39	0.0511	90	0.0412
21	0.0713	40	0.0505	100	0.0408
22	0.0692	41	0.0500		
23	0.0673	42	0.0495		